

## 申告に必要なもの



### ◆収入、経費関係

- ・給与や公的年金の源泉徴収票、支払調書(原本)
- ・営業、農業、不動産などの収入がある人は収支内訳書

### ◆控除関係

- ・社会保険料控除証明書
- ・生命保険などの控除証明書(介護保険、地震保険、個人年金など)
- ・医療費控除の明細書、セルフメディケーション関係の書類(医療費控除関係書類は、整理・計算された状態でお持ちください)

### ◆その他

- ・マイナンバーカード(持っていない場合は「マイナンバーが分かる書類」と「運転免許証などの身元確認書類」)
- ・本人の口座が分かる通帳など
- ・利用者識別番号が記載された税務署のお知らせはがき

### 利用者識別番号の事前取得のお願い

申告会場で受け付けた確定申告は、電子データで税務署へ送信します。送信には、利用者識別番号の取得が必要です。未取得の人は事前に取得してください。

e-Taxホームページから「開始届出書」を作成することで取得できます。



e-Taxホームページ

# 令和5年分住民税(町県民税)・所得税の申告

町での申告受付は、2月16日(金)から3月14日(木)です。窓口は混雑しますので、時間に余裕を持って申告してください。

申告をしないと、所得証明などの発行、国民健康保険税の軽減判定や介護保険料の正しい計算ができませんので、必ず申告してください。

☎ 住民税：税務課 住民税係 ☎(232)4911

☎ 所得税：菊池税務署 代表 ☎0968(25)2121 音声案内「0」



## 混雑緩和にご協力を

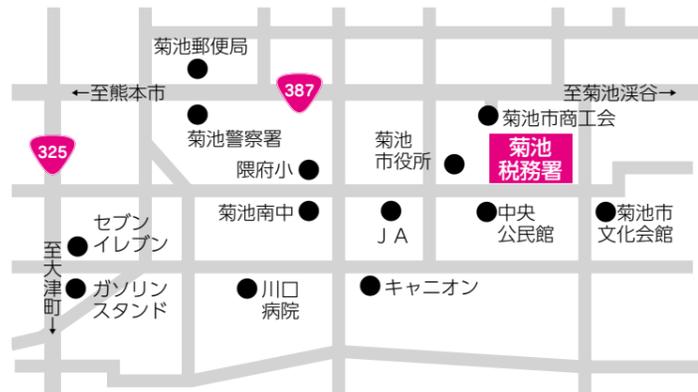
- ・申告期間は、午前・午後共に受付開始直後が大変混雑します。混雑緩和のため、できるだけ地区指定日にお越しください。(指定日に体調がすぐれない人は、申告期間中の別日にお越しください)
- ・混雑具合によっては長時間お待ちをせざる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・感染症対策のため、必要に応じてマスクの着用やアルコール消毒などの対策をお願いします。
- ・体調のすぐれない人や発熱などの症状がある人は、入場を控えていただきますようお願いいたします。

**◆日時** 2月16日(金)～3月15日(金)  
※(土)(祝)を除く  
午前9時～午後4時

**◆会場** 菊池税務署

※所得税のみ(住民税申告はできません)

## ◆菊池税務署周辺地図



**◆会場内でもスマホ申告**  
菊池税務署の申告会場では、申告する人のスマートフォンで申告書の作成・送信を行います。  
**◆入場には「入場整理券」が必要です**  
混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配布しますが、LINEでのオンライン事前発行も可能です。  
配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

## スマートフォンからの申告方法

- 1 国税庁ホームページにアクセス
- 2 送信方法を選択
- 3 画面に従って金額などを入力  
(スマートフォンのカメラで源泉徴収票を撮影すると自動入力できます)
- 4 送信



詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



**◆自宅からパソコン、スマートフォンで申告**  
※所得税のみ(住民税申告はできません)  
自宅のパソコンやスマートフォンで所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができます。会場に来ることなく申告ができますので、ご利用ください。  
利用には、事前に「マイナンバーカードの取得」または「税務署で本人確認を行った後に発行されるIDとパスワード」が必要です。  
また、国税庁ホームページから確定申告書を作成し、郵送で提出することもできます。

## 町で受け付ける申告の日程・会場

期日	受付地区		会場
	午前 午前9時～11時	午後 午後1時～4時	
2月16日(金)	花立・南花立・向陽台		光の森町民センター キャロップピア 会議室
2月19日(月)	八久保・南八久保・にじの森		
2月20日(火)	武蔵ヶ丘1町内～3町内		
2月21日(水)	武蔵ヶ丘4町内～8町内		
2月22日(木)	光の森1町内～7町内		
2月26日(月)	三里木・三里木北		
2月27日(火)	新山・北新山		
2月28日(水)	沖野・新成・杉並台		
2月29日(木)	青葉台・東ヶ丘・境の松		
3月4日(月)	戸次・馬場楠・上中代・出分		
3月5日(火)	中代・川久保・津留・大堀木		
3月6日(水)	曲手・辛川・井口・道明		
3月7日(木)	上津久礼・あさひヶ丘・津久礼ヶ丘		
3月8日(金)	宮ノ上・ひばりヶ丘・下津久礼		
3月11日(月)	緑ヶ丘	緑陽台	
3月12日(火)	馬場・柳水・下原		
3月13日(水)	鉄砲小路・長塚	南方・新町・新町西	
3月14日(木)	古閑原・入道水	中尾・光団地・駅前	

※申告会場は、午前は8時30分、午後は12時30分に開場し、番号札を配布します。



## ◆申告が必要な人

- ・確定申告が必要な人
- ・給与所得者で、2カ所以上の事業所から給与がある人
- ・給与以外の所得が20万円を超える人など
- ◆住民税(町県民税)申告が必要な人
- ・所得税は課税されないが、営業、農業、不動産、報酬などの収入がある人
- ・令和5年中に収入がなかった人
- ・町外に居住する人に扶養されている人

## ◆年金所得がある人

- ・公的年金などの収入金額の合計が400万円以下
  - ・公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- 両方に当てはまる人は、確定申告が不要ですが、医療費や生命保険料の控除を受けるときは申告が必要な場合があります。

## ◆町で受け付けることができない申告

- 次の申告は税務署で行ってください。
- ・住宅借入金特別控除(1回目)申告
  - ・土地、建物、株式の譲渡所得
  - ・配当、FX取引、先物取引の所得
  - ・仮想通貨の申告
  - ・青色申告
  - ・雑損控除